

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年10月22日提出
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 中村 英剛
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三木谷 正直
【電話番号】	03-5232-7700
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	日本リーダー企業株ファンド（年4回決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成27年9月9日から平成28年3月7日まで) 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年9月8日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、信託契約を解約し、信託を終了すること（予定）に伴ない、訂正すべき事項がありましたので、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7) 申込期間

< 訂正前 >

平成27年 9月 9日から平成28年 3月 7日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

< 訂正後 >

平成27年 9月 9日から平成28年 3月 7日まで^{*}

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

* 信託契約の解約（繰上償還）にかかる書面決議の結果、平成27年12月 8日をもって信託を終了することとなった場合には、申込期間は平成27年12月 7日までとします。

(1 2) その他

< 訂正前 >

— 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

< 訂正後 >

— 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

— 信託契約の解約（繰上償還）の予定について

当ファンドは、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）するための手続きを行います。

1．信託終了（繰上償還）を行う理由

当ファンドは平成20年8月29日の設定以来、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行ってきました。

しかしながら、設定以来、当ファンドの受益権口数は、信託約款に定める信託を終了させることができる口数（10億口）を大幅に下回る状況が続いております。また、当ファンドが主要投資対象とする「日本リーダー企業株マザーファンド」の受益権口数もここ1年余り減少が続いており、今後運用の基本方針に則った効率的な運用を行うことが困難となることを見込まれます。

このような状況を踏まえ、信託契約を解約することが受益者にとって有利と判断し、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了するものです。

2．信託終了の日程

<u>書面決議の対象受益者の確定日</u>	<u>平成27年10月22日</u>
<u>書面による議決権の行使の期限</u>	<u>平成27年11月17日まで</u>
<u>書面決議の日</u>	<u>平成27年11月18日</u>
<u>信託終了（繰上償還）日（予定）</u>	<u>平成27年12月8日</u>

3．書面による決議（書面決議）について

当該信託終了については、平成27年10月22日現在の受益者に対して、書面決議にて賛否を問う方法により行い、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決・実施されます。受益者の賛成が得られず書面決議において否決された場合には、当該信託終了は行いません。なお、平成27年10月22日以降に取得申込みをされて取得した受益権については、書面決議の手続きの対象とはなりません。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3 資産管理等の概要

(3) 信託期間

< 訂正前 >

平成20年8月29日から無期限とします。

< 訂正後 >

平成20年8月29日から無期限とします。^{*}

* 信託契約の解約（繰上償還）にかかる書面決議の結果、平成27年12月8日をもって信託を終了することとなった場合には、信託期間は平成27年12月8日までとします。